

第3回千代田区特別職報酬等審議会議事録

日 時：平成26年8月20日（水）10：00－12：00

場 所：千代田区役所

出席者：（委員）9名（定数10名、欠席：近藤委員）

（説明者）

（事務局）政策経営部長、総務課長

発言者	発言内容
武藤会長	<p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>本日は、御多忙のところを出席賜りまして、まことにありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第3回「特別職報酬等審議会」を開催いたします。</p> <p>本日、近藤委員は所用のため欠席でございます。そのほか、遅れている委員の方がいらっしゃいますが、定刻ですので、始めさせていただきます。</p> <p>初めに、前回会議の会議記録をお手元にお配りしております。皆様に御確認をいただき、訂正等がございましたら、9月3日までに事務局に御連絡ください。</p> <p>それでは、前回、何点か追加資料の要求がございましたが、事務局から追加資料の説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>おはようございます。事務局、総務課長の清水でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。</p> <p>追加資料でございます。事前にお配りをさせていただいたところでございます。もしお手元にお持ちにならない場合には、事務局のほうにお申し出いただければと思っております。</p> <p>資料でございますけれども、今、会長のほうから御説明いただきました前回の審議会の議事録に加えまして、私どもの広報紙、広報「千代田」の昨年12月5日号が1つでございます。この中に千代田区の財政の状況ということで、冊子、とじ込みをさせていただいておりますので、後ほど簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。これが資料の1つでございます。</p> <p>もう一つが、少し重い冊子でお持ちいただいたのは大変恐縮でございますけれども、26年度の「区の仕事のあらまし」という冊子でございます。26年度、今年度の予算の状況、そして、千代田区の財政状況についてまとめている冊子でございます。資料はこれが2点目。</p> <p>そして、最後にもう一点でございます。これは武藤会長のほうから御依頼がございまして、本日そろえさせていただいたものでございます。幹部公務員の給与に関する有識者懇談会の報告書でございます。これも厚い冊子になっておりますが、平成16年3月31日にまとめられたものでございます。内閣官房長官から依頼をされて答申を出された、そのまとめになっておる資料でございます。</p> <p>資料の確認でございますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、簡単にその資料につきまして、私のほうから御説明をさせていただきますと存じます。</p> <p>まずは広報紙でございます。恐れ入ります。お手元に広報「千代田」、平成25年12月5日号を御用意いただければと存じます。その中ほど、ページをめくっていただきますと、4ページから8ページのところでございますが、区の財政状況、区職員等の給料・手当等の状況といったところまで御案内をしている記事があらうかと思っております。毎年12月5日号にこのような形で区民の皆様方にお知らせをしているところでござい</p>

す。

簡単に御説明を申し上げます。

右の一番上のところに（４）と書いている「各種の指標から見る区財政」というタイトルのところをおあけいただいでよろしいでしょうか。グラフが４つほど出ておるかと思えます。簡単に御説明を申し上げます。

右手のところ、「千代田区行財政改革に関する基本条例」と書いてございます。千代田区では、平成14年度に行財政改革に関する基本条例というものを御議決いただきまして、設定をさせていただいております。

この中身ですけれども、行財政改革を進めて安定的に行政サービスを提供できるようにするということで、経常収支比率という指標がございます。それから、人件費比率という指標、この２つの指標値を目標値といたしまして設定をしているという状況でございます。

経常収支比率というのは何かと申しますと、自治体として千代田区が毎年経常的に収入をされる、税金などですね。お金を毎年経常的に支出をしなければいけないものにどれだけ充てているかと、簡単に申し上げますと、こういう指標値でございます。この目標値は85%程度というふうに定めておるところです。

85%程度というのはどの程度なのかということですが、簡単に申し上げますと、これが100に近くなればなるほど、自治体の財政状況、懐事情が非常にきつくなると。

100というのはどういうことかといいますと、通常、毎年入ってくるお金を、通常、毎年出ていくものに100%充当して、余裕が全くないという状態でございますので、85%というのは、そういう意味で申し上げますと、15%程度、それ以外のものに充てることができる、こういうふうに御理解いただければと思っております。

もう一つの数字が人件費比率でございます。これは、歳出、支出のお金全体の中に占める人件費の割合でございます。私ども職員の給与費にどれだけ充てているかということでございます。これを25%程度というふうに定めております。

私ども職員の給与でございますから、これが25%、約4分の1ということで、逆に申し上げますと、これ以外の4分の3を区民の皆様方のサービスにお使いさせていただいているという目標値でございます。

現実的にその数値、目標値はいいけれども、実際はどうなんだというところがここに書いてあるところでございます。右側の上のほう、「経常収支比率」というところをごらんいただければと思っております。

グラフにございます目標数値は、点線に書いている85%でございます。千代田区は平成24年度決算ベースですけれども、実際の数値が76.3%ということで、目標数値、これは高いほうが財政状況は厳しいわけですから、目標数値を下回っているということで、ある意味、一つの指標を捉えて言いますと、健全な値というふうに言ってもいいのではないかと思っております。

もう一つ、その下が「人件費比率」でございます。人件費比率の目標値は、先ほど申し上げました点線のグラフのところ、25%でございます。実際のところは、同じく24年度で25.7%ということで、これは若干目標値を超えてはおりますけれども、ほぼ目標値以内で推移をしていると言えるかと思っております。

もう一つ、左側の値でございます。よく言われるのが、借金と貯金、これがどれだけあるんですかということと言われます。「基金と区債」と呼んでおります。基金が貯金、区債が区の負債でございますので、借金というふうに御理解いただければと思っております。

グラフが書いてございます。基金と区債の推移でございます。基金残高、平成13年度から24年度まで、推移で出てございます。13年度の基金

残高は約529億円、これに対しまして、平成24年度、約10年間で814億円と、300億円近く基金、貯金がふえている状況でございます。

これに対しまして、区債、借金の状況でございます。平成13年度が161億円、これに対しまして、平成24年度、約10年後には31億円に減少しているというところが見てとれるグラフでございます。貯金をふやして借金を減らしてきているこの10年間というふうに御理解をいただければと思っております。

31億円ということで、毎年、定期的に借金を返済している状況でございますけれども、現在のところでは、あと10年程度で完済をする見込みとなっております。

ちなみに、千代田区でございますけれども、平成12年度以降は、新たな借金、区債を発行していないということでございます。

現状、それから、今まで過去10年程度の財政状況ということでございます。追加で御説明をいたします。資料、もう一つ、冊子のほう、「区の仕事のあらまし～予算の概要」というところで簡単に補足で御説明をいたします。

厚い冊子でございますが、恐れ入ります。190ページ、191ページをお開きいただけますでしょうか。

ただいま御説明をいたしました経常収支比率につきまして、広報紙よりも少し詳しく載せてございます。経常収支比率の経年の比較、23区特別区の状況というものを outs させていただきます。

191ページのグラフをごらんいただければと思います。平成24年度決算ベースでございます。23区の中で千代田区はどうなんだろうというところが見てとれるグラフでございます。

先ほど御説明申し上げました経常収支比率、目標値は85%程度ということで千代田区は定めてございます。現実的な数値は76.3%でございます。100に近くなればなるほど財政的にゆとりがないということでございます。見ていただきますと、76.3というのは、24年度決算ベースでございますけれども、23区の中でもかなりよいほうではないかなと見てとれるグラフと申していただければと思います。

続きまして、ページ、1枚おめくりいただきまして、192、193ページが人件費のところでございます。

皆様、もう御案内のとおりでございます。自治体経営と呼ばれて久しいわけでございますけれども、やはり何と申しましても、自治体経営上の安定的な経営の要は、借金をどれだけするのかということ、貯蓄をどれだけできるのかということに加えまして、私ども職員の給与をどれだけ抑えてサービスを上げられるかということにかかっているんだろうと思います。それは、民間の企業経営と同様に、人件費をどれだけ抑えられるのかということが要の一つと申していいのではないかと思います。

そういった意味で、職員数というものもできる限り削減の努力を進めてきているわけでございます。その御説明を申し上げます。192ページでございます。

中段のところ棒グラフになってございます。私ども職員数の推移でございます。現員の数、頭数でございます。平成13年度には1,362人の職員がおります。それから、今年度までいきますと、26年度は1,038人ということで、300人以上、この10年間で削減をしてきているというところがございます。

自治体の仕事でございますから、マンパワーが直接サービスにつながるというところもございまして、人を切ればいいとは思ってはございませんけれども、職員費、給与費というものが自治体の財政に圧迫をしてはいけないということで、努力をしてきているということで

御理解をいただければと思っております。

もう一つ、恐れ入ります、ページを飛びますが、203ページをお開きいただければと思います。「財政指標でみる区の財政状況」ということで、財政力指数という指標値を出しております。自治体の財政の状況をはかる物差しというものはいろいろなものがございますけれども、そのうちのひとつだと。先ほど申し上げました経常収支比率なんかも物差しのうちのひとつですけれども、これも物差しのうちのひとつだということで御理解いただければと思います。

この財政力指数ですけれども、地方公共団体が標準的な行政サービスを行うのに必要な費用のうち、どの程度その団体の税収入等で賄えているかを示す指標ですというふうに書いてあるかと思えます。簡単に申しますと、この値が高いほど、1に近いほど、財源的に余裕がある、あるいは1を超えていけば、本当に財源的にかなり余裕があると見てとれるという客観的な指標の一つでございます。1に近いほど余裕がある。1から遠くなればなるほど余裕がないということでございます。

下に23区の財政力指数というのが出ております。千代田区は0.81でございます。一番いいところが港区でございます、1を超えている。1.3。その他、23区はかなりいいんですけれども、それでもこれだけの開きがあるという状況でございます。

ちなみに、今、日本全国の市町村の中で一番財政的に厳しいといわれております北海道の夕張市の24年度決算ベースでの財政力指数は0.18でございます。千代田区は0.81ですけれども、夕張市は0.18でございます。千代田区の財政状況、そして、その推移、取組内容、簡単ではございましたけれども、御説明申し上げます。

今お開きいただいております冊子でございますが、26年度の予算、このあらましを載せております。26年度につきましては、区民生活の安全を確保して、安心を支えるために積極的、効果的な事業展開を図るということで、保健、福祉、次世代育成、そして区民の安全というところに重きを置きながら予算編成をしております。自治体として千代田区がどういうふうに予算配分をしているのかということで御質問もいただきましたので、詳しく説明すると長くなりますけれども、このような状況であるということで御理解いただければと思っております。

それから、もう一点でございます。資料の3番目でございますけれども、内閣府の有識者懇談会の資料でございます。「幹部公務員の給与に関する有識者懇談会報告書」というものがあるかと思えます。平成16年3月31日に出されたものでございます。

この懇談会でございますけれども、先ほど若干触れました内閣官房長官から諮問を受けまして、平成15年の7月から5回の会合を開いて、成果として、報告書としてまとめたものでございます。こちらは武藤会長のほうから御説明いただいてよろしいでしょうか。

それでは、これについては私から説明させていただきます。

一番最後の裏表紙を一つ開いていただくと、(別紙)というところにメンバーの紹介がありますが、座長をされていた塩野宏先生とある研究会で御一緒してございまして、こんな報告がありますよということを教えていただいて、千代田区の特別職に対して、国の幹部公務員というのは特別職に相当するものですから、国の特別職はどんなふう考えているのかということをおこの報告書によって踏まえておこうということで、この報告書を私が、インターネットからダウンロードできるようになっておりますが、それを事務局にお送りして、コピーをつくってもらったということです。

とりわけ、今回、額の適否だけではなくて、定め方についての諮問があったものですから、国ではどんなことを考えて決めているのかという

武藤会長

ことも参考にしたいと思ひまして、この報告書を見たわけでございます。今度は表のほうから見ていただきまして、簡単に御説明させていただきたいと思うのですが、最初のページは目次がございまして、資料編もついておりますけれども、ざっと中身を説明いたしますと、まず、2ページのところに懇談会が対象とした職について書かれているということでもあります。

3ページのところに、特別職のほかに一般職も入っていますが、一般職の中でも参考にすべきものをここでは取り上げているということですが。細かいことは後ほどですが。

4ページは、幹部公務員の現行の給与体系ということで、平成16年3月現在の給与ということで、内閣総理大臣から始まって、公害等調整委員会などの8条機関と言われるところの委員、委員長などの特別職の給与が書かれているわけです。一覧が示されているということです。

それから、7ページから給与の変遷ということで、特別職の給与体系創設時、昭和23年11月から始まりまして、8ページは昭和33年の見直し、ずっと続きまして、39年以後の改正という10ページ、11ページです。

それから、次の12ページからは、給与水準について、まず特別職の12ページですが、内閣総理大臣の俸給が4万円から始まったというところから、30年代、ずっと動いて、それが昭和58年以降のところ、14ページにその表がグラフ化されているということです。

それから、15ページは、最近の動きということで、平成11年から15年までの人事院勧告の概要が書かれているということです。

それから、次の16ページは、国会同意人事という、千代田区にも議会の同意人事というのがございますよね。それと同じように、議会の同意する人事についてのことがちょっと触れられていますが、ここでは余り関係ないので飛ばします。

18ページの提言からが重要なところとなります。

まず「見直しの視点」という18ページですが、1つは「経済社会への変化への対応」ということが書かれています。すなわち、いろいろ動いてきていますが、一番重要なところは、(1)の2番目の段落の最初のところから、「経済社会の変化に照らして、現行の給与体系が各官職の職務と責任を適切に反映したものとなっているか、給与水準がその職務と責任に照らして妥当なものとなっているか等について、今日の実情を踏まえて見直しを行った」という、まず、時代状況に適しているかどうか、即しているかどうかというのが第1点ですね。

それから、2番目の問題は、透明性と説明責任ということですが、わかりやすくできているかどうかということが今回の見直しをするときの視点になったということです。

それから、次のページですが、では「現状の評価と見直しの方向」ということで、総論の部分として「特別職の幹部公務員の類型と給与の在り方」というのですが、ここでは、幹部公務員の類型ということで、あのところで「職務の性質から一般職の任用手続を経ないことを適当とする官職」という類型と、もう一つ、「職務遂行の独立性及び任用手続の透明性を確保する等の観点から任用に当たって国会同意を必要とする官職」か。アとイというのは、イのほうの国会同意を必要としているかどうかということなんですが、これについては、次の段落にありますように、この類型化というのは、職務の性質に由来するものであって、職務の重要性や責任の重さに由来するものでは必ずしもないということから、給与の在り方との感には直接的な関連性を見いだせない。見出すことは難しいということを行っていますから、ここはこういう類型がありますよと言っているだけのことだというふうに理解していいと思います。

次の「特別職の幹部の公務員の給与の基本的考え方」。何を基本と考えるかということなのですが、これは、19ページ一番下の行にありますように、「特別職の幹部公務員の給与全体について、体系性を保ち、かつ、水準の定めにも一定の基準があることが望ましい。この見地からすると、特別職の幹部公務員の給与は、官職の職務と責任に応じ、かつ、一般職の官職との均衡、特別職の官職相互の均衡等を考慮して法律で定めることが適切と考えられる」ということでありまして、国の場合には特別職がいろいろとありますので、簡単に言うと、昔の政務次官、今の大臣政務官ということを経験して、内閣総理大臣を決め、一般職は事務次官ですが、事務次官や政務次官を経験して総理大臣を決める。その間に国務大臣とか、さまざまな特別職の給与をバランスよく配置するのが望ましいということをおっしゃいます。

次のページをめくっていただきまして、22ページになりますが、「給与体系について」ということで、そこに「現行の給与体系の評価」ということですが、①②③とありますように、今申し上げたのと同じような、行政機関の長の特別職の給与体系上の序列が現在定められているということ。

それから、②のところでは、職責とか、指揮命令系統を考慮しながら給与体系上の位置づけが定められている。要するに、長、委員長と委員とか、そういう関係ですね。

それから、3番目が、他の行政機関の官職との均衡を失しないように定められているということになります。それは現状の評価で、下のほうにあります、基本的な考え方及び現在の社会情勢に照らしおおむね妥当と考えられるということで、今の体系はおおむね妥当であるという評価をしているということです。

ただし、見直す、改めるべき点としては次の事項があるということで、23ページの「給与体系の段階の簡明化について」ということで、これは国民にわかりやすいものとすべきであるということなのですが、9ページを見ていただくとわかりやすいのですが、ここで言っているのは、9ページ一番右側の平成16年3月のところです。上から内閣総理大臣222万7,000円、次は国務大臣162万、3番目が内閣官房副長官の155万ですね。それから、次のところを見ると、大臣、長官、政務官で132万円と、次の内閣総理大臣補佐官が131万円。ここはほとんど差がないということですね。それから、次のレベルは事務次官のクラスですが、130万円。次が公害等調整委員会の委員で114万円。この真ん中の2つがちょっと近過ぎるのではないかとおっしゃいます、これは整理すべきだということが1番目の段階の簡明化ということの結論です。

それから、2番目の②の国会同意人事の常勤委員の給与の格付の見直しということですが、これは、8条機関の常勤委員というのは、今申し上げた公害等調整委員会の委員みたいなところで、月額、公害等調整委員会の委員長はここには載っていませんけれども、130万円クラスだと思うんですね。常勤の委員で給与が多いのですが、ただし、兼業している場合とか、所得を得ている場合には、原則として日額の手当で支給すべきだというのが結論です。

したがって、兼業している場合には減額が相当とか日額が相当という意味ですので、区長、副区長は兼業がないとしても、議員さんが兼業しているということはあるので、それについて何か考えることがあるかないかということ、ここから、これはこの報告書の紹介というよりも、議論になってしまいますけれども、そういう議論は可能かと思いません。

それから、次が、24ページの③で、弾力的な給与制度の導入ということですが、一部の官職にあるように、高度な専門知識や能力を有する場

合は弾力的に運用すべきではないかということが指摘されています。

次、25ページですが、「給与水準について」、「現行の給与水準の評価」ということですが、ここで何が言いたいかというと、下のグラフを見ていただくとわかるのですが、下のグラフは、大臣政務官を100とした場合の数字として、昭和51年は、内閣総理大臣は196あったんですが、平成15年は168に下がっているんですね。そして、国务大臣を見ると、昭和51年で142あったのが122まで下がって、副大臣クラスとほとんど差がなくなってきてしまっているというのが現行だということです。

こうやってグラフで見るとよくわかるものですが、どうもバランスが悪いのではないかと。昭和51年段階と比べると、国务大臣と副大臣の差がほとんどないじゃないかというような指摘であります。必ずしもバランスがとれていない面があると認められるという指摘であります。

それから、26ページは「給与水準についての基準」ということで、幹部公務員は、一般職と異なり、法律上、給与に関する民間準拠の規定がないんですけれども、しかしながら、準拠すべき何らかの基準が必要であるということなんです、何を基準とすべきかというときに、A案、B案というのがあるんですが、内閣総理大臣の給与水準を一般職の最高位の倍数、例えば、事務次官の2倍とか、そういうふうにするのがいいという案と、B案は、一般職の最高位とのバランスを定める。国务大臣を一般職の最高位、事務次官と国务大臣を決め、その国务大臣の給与水準とで内閣総理大臣を決める。こういうA案、B案があるということを行っているんですが、A案のほうが簡明ではないかという意見がある一方、B案のほうが論理的だ。弾力的な扱いが可能になるという意見が多かったということなんです、それは意見をこう書いてあるだけで、どちらがいいかということには結論は出ていません。

それから、「国会議員の歳費削減との関係」ということですが、これは、国会議員の歳費を引き下げたようなことがあったんですが、幹部公務員は、勤務に対する報酬という性格で、兼業できないということのを考慮しながら考えるべきだというようなことですね。これは余り意味がないことです。

最後、28ページは、「結び」のところ「今後の課題」として、不断の見直しが必要だということと、中期的な調査研究が必要ではないかということですね。今回も千代田区の特別職報酬審議会については前倒しで招集されましたが、任命されたわけですけれども、中期的な議論をしっかりとしてください。これまで、いつも半年ぐらいで議論していたのですが。もう少し時間をかけて議論したらどうでしょうかということなので、少し早めに審議会が開かれたということですね。

そういうことで、この報告書の中身で、資料編はあとは割愛させていただきますけれども、以上のようなところから、国の特別職についての考え方が少しおわかりいただけたのではないかと思います。

以上です。

では、資料の説明はこれまでですが、これまでの資料についての千代田区の財政状況及び国の幹部公務員の給与に関する答申についての説明についての御質問あるいは御意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。まず財政状況についていかがでしょうか。どうぞ。

話が戻ってしまうかもしれませんが、経常収支比率の数値目標85%、これはどういう考え方ではじき出された数字なのかというのがよくわからないんです。それから、適正な人件費比率25%。これはかなりアバウトな数字として出てきているものか、何か根拠があつてのことか、ちょっと御説明いただきたい。

今、藤原委員から御質問いただきました、経常収支比率という一つの

藤原委員

総務課長

	<p>物差しでございます。85%という条例上の目標数値、どういうふうにはじき出されたかということでございますけれども、一般的に言いまして、経常収支比率、自治体の財政状況の余裕度をはかる物差しの一つというふうに言われておりました、この経常収支比率はどれぐらいが望ましいという物差しなのかということ、一般的に言われているところで言いますと、大体70%から80%、90%より下回るぐらいの値が自治体の財政状況としては望ましいというふうに一般的に言われております。そこで、千代田区としては、14年に条例をつくりましたけれども、過去のそれ以前の推移なんかからも勘案しまして、その目標値ということで85%というふうに定めたところでございます。</p>
藤原委員	<p>そういったしますと、望ましい範囲というのはほぼ想像はつくのですけれども、そこを85という数値に定めた何か根拠がありますかということをお伺いしたのですけれども、それはいわゆる腰だめの数字ということになりますか。</p>
総務課長	<p>こういう計算をして、この人数でこういうふうに割り出して、この金額からこう割り出すと85%を超えてはならないという、そこまでの根拠というものはございません。</p>
藤原委員	<p>例えば、23区のレベルをずっと横並びに見て、この辺が平均値であり、妥当であるというような配慮もなく、ただ85と決まったと。</p>
総務課長	<p>23区で平均ということではなくて、自治体全体、国の地方公共団体全体で見たときの基本的にあるべきというのは、おおむね85%は持っていたいねというところで考えています。</p>
藤原委員 総務課長 藤原委員	<p>この人件費比率も同様でございますか。 同様でございます。</p>
藤原委員 総務課長 藤原委員	<p>という質問をするのは、この間、これは予算の概要を見ていまして、今の人件費比率がかつて33%のときもあるんですね。だから、それは高いから25ぐらいに下げようということが決まったということがちゃんと書いてあるのですけれども、一体、じゃ、なぜその33%から25%近くまで下げようとしたのかなというあたりが、見ていてよくわからなかったのですけれども。</p>
総務課長	<p>人件費、簡単に言いますと私どもの職員費というふうに御理解いただければよろしいかと思えます。自治体でございますので、御案内のとおり、税と区民の皆様方等に御負担をしていただいて、それを財源として区民の皆様方のための共通の利益にかなう仕事をするというのが行政でございますけれども、その決められた財源のうち、私どもの給与に、例えば、極端な話、8割とか充ててしまいますと、区民の皆様のためにする仕事の財源というものが2割しかなくなってしまうと、こういう話になります。ですので、どれぐらいが望ましいかということで考えたときに、せめても4分の1、25%程度に抑えていきたいということでございます。その33%云々あったところ、平成13年、33%云々あったところから、25%まで下げたいというのは、簡単に申し上げますと、そういうようなことでございます。</p>
政策経営部長	<p>ちょっとつけ加えさせていただくと、この条例をつくったとき、33%の人件費がかかっていたときというのは、実態を申し上げますと、区民税収入、区の収入というのは、税が基幹の収入というふうに言われています。千代田の場合は、区税収入のほかに消費税の交付金が大いのですけれども、その条例をつくったときは、その時代というのは、区民税、いわゆる個人住民税、税務課に納めていただいている税の収入が、ほとんど、いわゆる職員にかかっている人件費と同じぐらいだったんです。ですから、区民税で全部職員を雇っているみたいな。職員一人一人がサービスを提供していますから、そのほかの部分、職員を雇うというのはいろいろなことをやるために必要なのですけれども、とにかく人件費</p>

武藤会長

で区民税が全部なくなってしまうみたいな財源構造だったものですから、そこで、これじゃまずいだろうというので下げたというのもあります。

じゃ、25%の根拠はというと、今、清水課長のほうから説明したとおり、何かの数式があったわけではありませんけれども、そういう実態、今の実態、人件費で区民税が消えちゃうね。今、何パーセントなのといったら、33%だよ。これじゃまずいよねといって下げた。具体の数字的に言うと、そういう実態もあったということで、ちょっとつけ加えさせていただきます。

これはどのくらい、例えば、人件費以外の道路の整備であるとか、建物をつくったりとか、こういうものをしなくちゃいけないかということとの関連で、昔は経常収支比率は低かったんですね。いろいろなものをつくらなくてはいけない時代は7割ぐらいでよくて、30%でもものをつくったりしたわけですが、今のように福祉の比率が高くなってくると、経常収支比率が高まっていくということですので、85という数字は、今後90ぐらいが適正というような。ただ、中山間地のところでまだ道路を舗装しなくちゃいけないとか、いろいろな工事をしなくちゃいけないというところは、経常収支は低くなるのかな。低くなって、いろいろな投資をしなくちゃいけないということになると思うのですが、成熟社会と言われて久しいわけですので、経常収支比率はどんどん上がってきていると。上がって、また適正だというふうに考えるのではないかと思います。

財政についていかがでしょうか。

特によろしいですか。

では、国の幹部公務員の給与の考え方については何かございますでしょうか。

では、特に御質問がなければ、本題に入っていきたいと思います。本日の審議に入っていきたいと思います。

今回は、特別職、特に議員の方々の議員活動の内容や働き方を把握した上で適切な報酬額及び報酬支払方法を検討する必要があるというお話がありました。それを踏まえ、今回、追加資料を御説明していただいたわけですが、皆さんに御意見をおっしゃっていただければと思います。特別職の額の定め方及び額の適否について、自由に御議論していただければと思いますが、いかがでしょうか。

区長さんと副区長さんについては、どういう活動をされているのかというのが比較的わかりやすいということで、議員さんについてはわかりづらい側面があるということと、それから、議員さんによって相当活動量などに違いがあるのではないかとということから、議員さんのそういう活動についてどう把握していくかということだと、前回そういう議論になったかと思います。

そこで、アンケートをしてみようとかいうような話が出たかなと思ったのですが、議会のほうではそうしたことについて承諾をしてもらえなかったようですので、どのように議員さんの活動を把握するかということについては、今のところ、手探り状況のようなことであります。

ただ、議会の事務局から、年間の議会の公式な活動についての報告を受けることは可能だというふうに思います。議会の活動ですね。委員会の質疑とか、そういうのがどのくらいあったかとかいうもの。

しかしながら、その公的な議会での活動以外にも、恐らく視察であるとか、政務活動費の対象となっているような活動は、公的な活動に考えていいわけですから、そこら辺について、十分議論が成熟したものがあるかということ、これがなかなかなくて、私も以前考えて、ちょっと触れたことがあるのですが、なかなか難しい話で、うまくまとめられないんですね。こういう本を読めば、議員さんの活動がわかる。特定の人が、

藤原委員	<p>私はこういうふうに活動しているというものがないわけじゃないのですが、また、知り合いから話を聞くとか、議員さんの友人がいますので、大学院で勉強しにきている人もいますので、個別の活動はわかるのですが、個別の活動に即して議員報酬を考えるわけじゃなくて、もう少し幅広くバランスよく見なくてはいけないのですが、そこがなかなか把握できないんですね。どうすればいいかということについて、困っているという状況なんです。</p>
	<p>どうぞ。</p> <p>それに関連して、私は、一月ぐらい前でしょうか、東京新聞の一面トップで、23区の区議会議員さんの政務活動費のレベルと、その受領書が必要か。受け取りですね。そのチェックをやっているかどうかが一覧表でダーッと出ていまして、あれを見てびっくりしたのですけれども、千代田区は第三者機関がちゃんとチェックしているんですね。たしか23区のうち、4つか5つありました。第三者機関が議員さんの政務活動をきちんと、受け取りを見ていると。私はそれを知りませんでしたので、第三者機関というのは一体どういう方々が何をやらっしゃるのかということをやっと知識として教えていただきたいと思います。</p>
武藤会長	<p>それと、もう一つは、あれに関連していろいろなニュース等々が出ていまして、地方自治体の議員さんの仕事の中に、行政のチェックということと、それから、もう一つは、政策提案という役割と2つ大きな仕事があって、問題になった某県では政策提案はほとんどゼロに等しい。百何十人かいらして4件しかなかったというのが出ていましたので、そういったことは千代田区の実績としてはどうなのかということを実態を把握しておられますかどうか、その2点をお尋ねしたいです。</p>
	<p>その前によろしいですか。政務活動費というのは、昔は政務調査費と言っていたものですが、これは報酬ではないので、今回の審議の対象として直接触れられるかどうかという問題があります。ただし、新聞なんかでいろいろ指摘されていることは、政務活動費というのは、短縮すると政活費（生活費）と言う場合があるんですけれども、これは半分冗談です。生活に使うのではない。政務活動に使う、我々の大学の教員で言うところ、調査研究費と生活費とは別ですから、研究費のほうについては領収書をつけたりするんです。生活費は一々領収書は大学に見せませんが、それと同じような部分で、報酬ではないんですね。政務活動費は。政務活動に使う実費弁償のような部分がありますので、ここで本来対象とすべきかどうかという議論をするならば、まずは形式的には外される。ただし、ここで言うように、生活費に使っている、飲み食いに使っているというようなものが実態であるならば、これは報酬に含めるべきではないかということになるのですが、私たちの大学でも、そうやって生活費に領収書なんかつけるのは面倒くさい。報酬に使っちゃう人もいます、最初から報酬に組み込んで、3割税金が引かれるという使い方を希望する人と、領収書を添付して研究費として使いますという使い方を選べるんです。それが法政大学のやり方なんです。</p>
総務課長	<p>ですから、そういうことを一応踏まえた上で政務活動費についてここで議論するかどうか。議論したとしても、答申に含めることは恐らくできないんだらうと思うんですね。形式上は。しかし、意見としては、ここで言える。もちろんここで議論することはできるというふうに考えては私はおります。そういうことを踏まえた上で、一応今の御質問に事務局で説明をしていただくことにしたいと思います。</p>
	<p>ありがとうございます。</p> <p>藤原委員から御質問いただきました、まず1点目でございます。千代田区の政務活動費に対しての第三者機関のチェックというところ。第三者機関がどういうもので、どういうチェックをしているのかということ</p>

藤原委員
総務課長

でございます。

実は私もその機関のチェックの現場に立ち会っているわけではございませんので、詳細に把握しているわけではございませんけれども、ただ、千代田区の第三者機関につきましては、弁護士、税理士、中小企業診断士、公募の区民、連合町会長さん等の5人のメンバーで、基本的に条例で政務活動費を支給するという形で決められておりますけれども、実際に新聞紙上でいろいろと報道がされております。どういうものに使っていいという基準を定めております。それは条例ではないですけれども、基準を定めております。その基準に従って、それぞれの議員さん、会派に支給をして使うと。実際に使って、先ほどおっしゃられました領収書を添付してチェックをするということなんですけれども、第三者機関が一つ一つの会派の一つ一つの執行状況を、いわゆる監査のように、これはどう使ったからいいとか、だめとかというのを細かく見るというのではなくて、支給基準が現状、妥当かどうかというものを審査をすると。大まかにはそういう第三者機関だというふうに私どもとしては理解をしております。

それは年1回行うわけですか。

年1回ではないです。結構、年何回もやっているかと思います。それが1つ。

2番目の質問として、議員さんのお仕事として大きく行政機関のチェックと私ども執行機関のチェックと、政策提案だというお話でございまして、行政機関のチェックではなくて、2番目の政策提案の部分が千代田区においてはどの程度なされているのかを私どもが把握をしているかという御質問かと思っております。

現実的には、政策提案というのはさまざまなやり方があるかとは思っております。例えば、議会あるいは委員会の場で、質問あるいは指摘という形で、私ども執行機関にこういうふうにしたほうがいいんじゃないか、こういうふうにするべきじゃないかというような指摘あるいは質問をして、私どもを、それはチェックにも絡む話なんですけれども、誘導していく、政策提案を提言をしていくというやり方から、現実的に議員提出議案という形で、条例等、議案という形で成立をさせるというやり方まで、さまざまなやり方があるかと思っております。

例えば、質問ですとか指摘ですとか、そういったのは当然のことながらかなり行われております。ただ、私ども執行機関のほうから、長のほうからの議案提出というものと、議員提出議案で成立した議案というものを比べますと、それは圧倒的に長のほうからの議案のほうが多いと。もっと言いますと、議員提出議案で成立したものというのは本当に数えるぐらいしかないのかなというふうに思っております。

武藤会長

それは全国的にも同じことが言えまして、議員提案でというのは、国会の場合にはそこそこあるのですが、それは、衆議院と参議院に両方とも法制局、内閣の法制局のほかに、法制局というのは、そもそも法律をつくる時に事前に法律の文言として正しいかとか、そもそも法律にする意味があるかどうかとかというのを調べるところなんです、調べるというか、事前に審査してくれるところなんです、それが衆議院、参議院にそれぞれありますので、千代田区議会にはそういう審査をするというか、補佐をするところはあるんでしょうか。特別な組織としてあるというのは聞いたことがないんですけれども、全体としては自治体の議会の条例提案というのは非常に弱いというのが現状だというふうに思います。

ただし、政策提言という意味では、委員会での質疑等で、こうしたらどうか、ああしたらどうかという御意見はいろいろと出てきますので、それを踏まえながら政策に生かしていくということは、提案として受け

山本委員	<p>取れるような内容のものについては、なくはないだろうと。政策を修正したりとかいうことについてですね。なくはないというふうには思うんですけども、どの程度あるかについては統計的なデータがあるわけではないので、印象的には貴重な御意見がいっぱいあったという人と、いやいや余りないという人といえるかなと思います。</p>
武藤会長	<p>議題からちょっとずれているのかもしれませんが、区の職員が現在何人いて、下請の職員外の人たちが何人いるか。千代田区はどういうふうになっているんですか。昔は全員が区の職員だったんですね。それがいつの間にか交代しちゃったんですね。だから、給料もドーンと下がっているんですね。どうも数字のマジックみたいでね。50年前の給料のあれが、50何万円に乗っかっているけれども、今の50万円と同じぐらいで僅差がないような、数字のマジックを使われているから全然わからないんです。この2問、お答え願いたいと思います。</p>
総務課長	<p>では、その点について、正規職員の給与というのは人件費に入りますが、非正規職員の場合には人件費に入らない。物件費に入っているような場合もあるというふうに聞いていますので、そうした本来人件費とかわっているところがちゃんと把握できているかどうかとか、正規職員、非正規職員、非正規職員の部分がどんなふうにかかっているのかというようなことはわかりますでしょうか。</p>
	<p>正確な数といいますと、先ほど御説明いたしました「区の仕事のあらまし」という予算の概要の冊子の192ページの人件費、職員数の状況というところで、今、会長、山本委員もお話しくございました正規の職員の数というものはここに出ているところがございます。26年度当初で1,038人でございます。これは、先ほど申し上げました13年度から比べますと300人程度減っている状況というところがございます。</p>
	<p>一方で、確かに御指摘いただいておりますとおり、例えば、直接区の職員が担っていた仕事の一部を、業務を民間の会社に委託をするというようなことも、これは千代田区に限らず全国の自治体でも行われてきておるところでございます。そこは業務の委託でございますので、その委託をされた業者さんが何人で仕事をするかということまでは、私どものほうでは、むしろ逆に指定をすることはできないこととなりますので、単純な人数の比較、あるいは民間に委託をしている業務の一部が何人で行われているのかというものを把握するというのはなかなか難しいという状況は一つにはございます。</p>
	<p>もう一つの側面といたしましては、正規の職員以外の職員ということになりますが、これも今、手元に資料はございませんが、それは非正規と一般的に言われますけれども、非常勤の職員、これは専門的な知識を有する方、基本的にお願いをしておりますけれども、何とか審議会とか、皆様を含めてですけれども、お願いをするようなときの非常勤の委員、あるいは相談員さんなんかも、これは心理の資格を持った非常勤の相談員さんをお願いしたりしています。</p>
	<p>それと、もう一つは、繁忙期。税務事務なんかは特にそうですけれども、繁忙期が年間を通してではなくて、一定時期に限られているところに、その一番忙しいときにあわせて正規の職員を充ててしまいますと、遊んでしまう時期が出てしまうこともありますので、そこは繁忙期だけアルバイトの皆さんにお願いをするということもございます。臨時職員ですね。それは2カ月とか、そういった形でお願ひすることはございます。そういった職員も確かに千代田区役所の中で働いている、千代田区の仕事をお願いしているという側面はあるのは事実でございます。</p>
	<p>ただ、例えば繁忙期ということですので、どこかの時期をすばっと切って、そこで今アルバイトが何人いるとか、非常勤が何人いるとかかいうのを見るということであれば、できなくはないのかもしれないので</p>

山本委員	すが、という状況でございます。
総務課長	<p>ちょっとおかしくなっちゃうよね。常識的に考えて、1,300人いて、収入も多くなって、いろいろなふうになっているのに、全部人間が半分ぐらい減っているわけだから。アルバイトの下請のほうをふやさなかったら、追いつきっこないんだから。業務はふえているんですから。そうすると、それが数字が出ませんとか、出ますとか言っているのはおかしいんじゃない。怠慢だよ。</p> <p>業務の委託の場合には、正規の職員が今ここで、例えば5人で仕事をしていました。この5人で仕事をしていた部分を民間の業者さんをお願いをするという話になりますと、じゃ、5人でやってくださいというのは言えないんですね。この仕事をやってくださいという契約になりますので、確かにそれは、おっしゃるとおり、そうやって民間の業者さんをお願いをしてきた仕事が多数出てきているというのは、これは事実です。千代田区だけじゃなくて、これは23区もそうですし、全国的にもそうです。ただ、人数の比較というのは、その部分に関してはなかなか難しいというのはあります。ただ、御指摘のとおり、当然のことながら、サービスをふえて、仕事を減ってということになると、1人の人が倍の仕事をする、あるいは仕事をしていた部分を民間の人をお願いをする。いずれか、あるいはその両方なのかなというのは、それは御指摘のとおりだと思います。</p>
山本委員	<p>当然それがある程度の目安がきちんとできていないと、5人だったのが2人で間に合いましたといったら、今までの職員は要らなかったということになるわけですね。それとも、なかったら、前は5人の正職員を使っただけでも、今は10人でやっていますというのはよくわかるんですよ。そうすれば何人使っているかということぐらい出なきゃおかしいと思いますよね。じゃ、アルバイト料はどのぐらい払っているのかということなんです。めちゃくちゃに払っているのかということになります。</p>
武藤会長	<p>めちゃくちゃに払っていることはないんじゃないかと思うのですが、一般的には非正規職員の給与水準が低いことが問題にされていますので、むしろ安定性がないとか、そういう公務を支えている人たちの待遇の状況みたいなものは非常に重要なことだと思いますが、ここは一般職の話ではないので、特別職の給与について考えるべきところだから、その問題はまた別のところで議論したほうがいいんじゃないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。</p>
山本委員	<p>会長、それとこれとは別で、ここは特別職だということのだったら、こんな資料は要らないんじゃないですか。特別職の人だけの給料、これは今幾らもらっておりますと。だから、こういうふうにしたいと思っておりますというだけで済むんじゃないですか。回りくどく、何でこんなに回りくどいんですか。</p>
武藤会長 山本委員	<p>一応財政状況全般として把握しようということだと思っております。</p> <p>それだったら、納付金が幾らあったのか。僕らが若いときは、全部東京都に返納していたんですね。税金が余り過ぎて。そういう事態なんかは載っていませんよね。そのときの給料なんていうのは10万円そこそこですよ。議員は。だけれども、今は50万だ、60万だというようになって、政務調査費も出ているわけでしょう。特別職だからと区切ってしまうと、周りに対する、それは特別職じゃないですからだめですとかいうふうになっちゃいますよ。その言い方はおかしいと僕は思いますね。</p>
武藤会長	<p>わかりました。全体の財政状況の一端として、職員給与費がどのくらいであるかという説明があったわけですがけれども、ここでは、例えば、ほかのところでは夕張が先ほど出てきましたけれども、夕張市では議員さんもすごく低いんですね。たしか人数も減らしているし。</p>
山本委員	やりましたよね。

武藤会長	ええ、そうですね。ですから、そういうことの関連で、実際の財政状況を考えながら、特別職のことも考えようということだったと思います。したがって、特別職か否かにかかわらず、全体の人件費をここで考えるべきだということであるならば、意見としてもそういう部分まで及ぶ必要が出てくるかなというふうに思いますが、非正規職員の実態については、荒川区が、非正規であるけれども、3階級ぐらい、課長補佐級、係長級、一般職というような3つぐらいの等級に分けて非正規職員の給与を払うようなことをやっています。千代田区は何かそういうことをやっていますか。
総務課長	今、会長が御指摘いただいたとおり、千代田区も非常勤職員については勤務継続年数に応じた報酬額の設定というもの、荒川区と似たような形なんですけれども、やっているところでございます。
武藤会長	ということですが、基本的に言うと、それはもう常勤職員にしなくちゃいけない仕事なんですよ。本来ならば、それを非正規で使いながら、経験年数をというのは、一定の年限が決められているからおかしいんですけれども、しかしながら、実態上。
山本委員 武藤会長	それは止めるべきだと思いますよ。 そうですね。私もそう思うんですが、実態上、なかなかそこが財政的な問題とか。
山本委員	財政的な問題とか、財政はそっちのほうへ任せるといふふうに会長が言われるならわかるんですけれども、その財政的な問題も含んでいるんだと言われると、僕らは、じゃ、これはどういうふうにして議事を進めていくんですか。給料、何パーセント特別職は上げてあげればいいんですか。
武藤会長 番委員	お願いします。 財政問題がどうかかわるかということになりますと、例えば、議員さんに関して言えば、兼業している方もいるだろうとか、いろいろな考え方で、もし財政が逼迫しているということであれば、ドラスティックに考え方を変えて、例えば、登院、議会にどれだけ出席するかによって決めるとか、そういう決め方もあるんでしょうけれども、千代田区さんの財政状況から見て、そんなにドラスティックにここを変える必要はないのではないかとということに多分なるんだと思うんですね。
	ちょっと特別職のほうに話を戻させていただきましても、考え方は、だから、本当にすごく制度的に変えてしまうのか。そこまでは私も全くそういう必要性も現状ではないのではないかと思います。国の報告書などを見ると、結局、事務次官のような人事院勧告できちんと数字が出る、その報酬額を基準にして、どういうふうにも水準をつくっていくかというような話で進んでいるように見られます。
	私たちが今までやってきたのは、前回も前々回もそうですね、現状の数字、これをもとにして、特別区の人事委員会の勧告で、何年たったから、それをどのぐらい減額するとか、増額するとかという話だったんです。ですから、そういうやり方で、現状の金額で減額係数みたいなものを決めるのか、それとも、こういう国のやり方のように、ある数字としてきちっと出る、通常の職員の方、またトップクラスとか、部長クラスとか、そういうところからもう一度見直しして係数をかけていく。2倍にするとか、この役職を基準にして、そこから1.5倍のこの役職を基準にするんだとするのか、そこら辺の考え方が一番争点なのかなと思うんです。
	議員さんの活動は私も興味がありますけれども、なかなか全体像を把握できませんし、それを把握したからといって、じゃ、それがゼロから私たちがどう評価できるのかという問題になってしまうので、ドラスティックにそれを全く変えない、変える予定がないのであれば、その基準、

武藤会長	<p>区長さんもそうですけれども、その基準をどこにどう求めるのかというのが重要なのかと思いました。この報告書はその意味では非常に参考になったと思います。</p> <p>ありがとうございます。</p>
山本委員	<p>先ほどの報告書、26ページに考え方が書かれています。基準となるのは一般職の幹部公務員というか、ここでは、一般職、事務次官ですね。一般職の公務員については人事院勧告、副区長さんの次の部長さんということになりますか。部長さんの給与は東京都の人事委員会の勧告に基づいて、民間準拠のもとで決められている。したがって、その倍数ですね。2倍であるとか、1.5倍である、1.6とか、そこを区長さんとし、それから、区長さんに対して、内閣総理大臣が決まれば、区長さんということで、国务大臣、副区長が決まったり、議員さんが決まったりということになる。議員さんは、国の場合、ちょっと別ですけれども。という考え方ですね。そういう考え方でいくほうが、職員の正規、非正規問題よりもわかりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。</p>
武藤会長	<p>会長、僕の言いたいのはそうじゃなくて、全体の予算の把握度からいって、そういうふうには非正規と正規があるんですから、予算が全部下がっている。人件費が下がっていますよというグラフを提示されて、ああ、そうかというふうになるのか、それとも、そういう下請がついているから、こういうふうになっているんですよ、だから、今、給料はそのままのほうがいいんですよということも考えられるし、図の見方、数字の見方というのは非常にトリックが多いんですね。だから、そのトリックをどういうふうにして我々は審議委員が見破っていくかということなんですよ。悪い言い方をすると。いい言い方をすれば、うんうんと言え、それで終わりなんですけれどもね。意味、わかりますか。僕の言っていること。とんでもないことを言っている？</p>
山本委員	<p>特別職のほうから諮問された事項との関連について、今考えているんですね。山本委員の御指摘が。</p>
武藤会長	<p>会長、決まっているんだったら、諮問委員会で、結局誰の月給なんですか。</p>
山本委員	<p>区長、副区長、議員さんですね。ここで議論するのは。</p>
武藤会長	<p>じゃ、3種類のあれを決めればいいわけでしょう。</p>
山本委員	<p>あと、議長さんと副議長さんと委員長さんと普通の議員さんとのバランスというようなものを。</p>
武藤会長	<p>それは一緒ですよ。ただ役員がついたからこうだとか、そういう方針はまた別ですから。そういうふうになると、区長、助役、今の副区長、それから、今度、教育長は違うんですね。</p>
山本委員	<p>今回の諮問には入っていません。</p>
武藤会長	<p>それで議員さんですよ。議長、副議長というのは、議員さんの中から選抜されてやるから特別に手当がつくわけですよ。議長職という。そうでしょう。だから、この3つをどういうふうにするかということのほうが結論からいけば早いんじゃないですか。</p>
山本委員	<p>まあ、そうですね。</p>
武藤会長	<p>余り回りくどいことを言っていると、聞いているほうが、おかしいなと。僕は74ですけども、僕が議員をやった26のときに、たしか7万5,000円か8万円ぐらいだったなという計算からいくと、こっちだと、50万近くもらっているような計算になるんですね。そういうふうなマジックが出てくるから、おかしいんじゃないかなと僕は思うんですね。</p>
山本委員	<p>ただ、その当ても、議員さんと区長さんとの関係とかというのは、何倍だったとか、1.6とか、そういうことについては、それほど差はなかったんじゃないかと思うんですが。</p>
山本委員	<p>報酬審議会の費用もないし、費用弁償だけでしょう。1万円です。だ</p>

武藤会長	<p>から、そういうふうにしてやっていくと、どこで区切って、どれをどうやって上げるかという、単純に表をつくって、この表でこういうふうにして、今度はこういうふうに上げますよというんだったら、よく理解できるんですね。だけど、周りからいくと、そうやって予算があっただろうのこのので、こうやって、職員数がこうでとかとやっていくと、これはちんぷんかんになってきますよ。頭が悪いから僕はそうなのかもしれないけれども、もうちょっと明確に絞ってきちっとやったほうが早いと思うんですね。</p> <p>そういう御意見だったかなと。ただ、財政状況の説明の中で、職員給与の話になって、ちょっとはみ出したのかなと思うんですけども、財政状況は、今、千代田区に関しては、先ほど番委員がおっしゃられたとおり、今の財政状況から見るとドラスティックに変える必要はないんじゃないかという御意見だったのかと思うんですが、私も、今の財政から見ると、千代田区の特別職の報酬を考える場合には、それほど大きく財政状況が悪いわけでは、夕張市ではありませんので、考える必要はなくて、これまでの経緯を十分踏まえてというか、それほど不適切な金額になっていないのではないかということでもいいのかなというふうには思っています。</p>
総務課長	<p>ただし、今回、定め方ということの諮問があったものですから、それについてどう考えるかをいろいろ考えなくてはいけないということで、国のほうはどう考えているのかということを見たわけですけども。</p> <p>依然として区議会の活動ということについて、議会の中でも区議会のことを知らない人が多いのではないかと、委員の皆さんが知らないのではないかと、そういう御意見があったものですから、その意味では、議会の傍聴をしたこともない。私は一度だけ千代田区議会を傍聴したことがあるんですけども、委員会でしたけれども、傍聴したことがありますけれども、一度しかありません。それも何年も前のことです。今日の状況はわかりませんので、議会の事務局の方に来ていただいて、議会の活動状況というのを教えていただくということ一度したほうがいいんじゃないかというふうには思うんです。議員さんに直接聞こうというのが前回の議論だったかなと思いますけれども、ちょっとそれは難しい状況ですので、議会の事務局の方に来ていただいて、議会というのが年間どんな活動をしているのかというようなことを説明していただくというのは可能でしょうか。</p>
武藤会長	<p>会長、今、御指摘いただきました事務局の職員が来て説明をするということになるのか、あるいは事務局の職員から出された資料を私どものほうで御説明することになるのか、これはちょっと御相談させていただければと思いますが、いずれにしても、千代田区議会としてどのような活動があるのかというのは、御説明できるような資料というものはそろえることはできるんじゃないかと思っております。</p> <p>そうですね。最低限そのくらいというか、議会の活動が年間何日ぐらい公式に活動しているのかとか、そういうことは知っておいたほうがいいかな。ただし、議員さんの活動そのものは議会の活動にとどまるわけではありませんので、それについては何か別の方法を考えなくてはいいませんが、事務局の方で把握している、例えば、政務活動費の対象になるような活動については報告があるでしょうから、政務活動費云々の問題ではなくて、どんな活動をしているのかという観点から、少し審議会として、議員さんの報酬も考えなくてはいいわけですから、教えていただくということがいいのかなというふうには思っているんですが。</p>
山本委員	<p>じゃ、次回。</p> <p>直接、議員さんを10人ぐらい呼んで質問したっていいんじゃないですか。それで給料どうなんだと。正直に言ってと言って。それはストレー</p>

武藤会長	トだと思えますよ。
山本委員	私もそういうふうに思ったんですが、それを議会のほうに問い合わせ ていただいたところ、それはどうも難しいということのようなんです が。
武藤会長	僕はOBの会長をやっていますから、OBが20人ぐらいいるんですけれど も、言ったら、誰でもいいよと言っているんですよ。出るよと言っ ている。
山本委員	OBの方々にも一応利害関係がなくなったところで自由に御意見をいた だく、そういうことですか。
武藤会長	そういう人もいれば、OBの人たちも出て、それで今のあれじゃ足りな いんだと、もうちょっと上げてほしいと。どういう理由なんだというこ とで直接聞いたほうがストレートなんじゃないですか。報酬審議会とし ては。議会を職員を通して聞いていると、言葉のあやが違いますから、 ストレートに聞けば、我々議員は審議委員は、ああ、なるほどと、ああ いうのは困っているんだとか、ああいうのは余裕があるんだとかと わかるわけですよ。
武藤会長 藤原委員	いかがですか。 じゃ、藤原委員が先に手を挙げていらっしゃった。その次に上村委員。 私は、ケーススタディとして、誰か現役の方に、例えば条例づくり にこうやって自分がかかわって奮闘して、政務活動を十分にやった上 でこういう仕事をしたという報告が1つあれば、納得がいくような気が するんですけども。つまり、見えないんですよ。区民の目からは。選 挙のときだけしか。だから、恐らくやっていたらと思うし、千代田区 はかなり福祉、教育等々もいいですから、そういう中で何をなさった かという誰かの奮闘記を聞きたいなとさっきから思っていましたので、 そういう試みは無理でしょうかということですよ。
武藤会長 上村委員	どうぞ。 今、ケーススタディのお話はあったんですけども、そういうお話を 聞く前に、もう少し勉強させていただいておいたほうがいいのかなど というのが私の感想なんです。去年、前回加わらせていただいて、こ ういう報酬審議会では例え物価がどう変わったからとか、ほかの区 ではどうい割合でどう議論されているからということ初めて聞かせて いただいて、こういう形で今まで報酬審では議論がされていたんだ と。ただ、それは今までの数字をもとにしての議論で、根本的な議論 というのはなかなかできなかったというのを去年聞かせていただいて、 もう少し根本的なところから考えるには、前倒しで時間をかけた議論 がしたいなという希望が出たところで、会長のほうから、今回、時 間をとってくださいましたし、国のほうの議論はこういうことでされ ていたんだというのを整理していただいたので、じゃ、今年度の報酬 審はどういう方針で議論していくんだろうというのを、きょう、大 体皆さんが合意ができれば、次のヒアリングをさせていただくのも あるかなと思うんですけども、その辺、ちょっと整理をしていただ いてから、ケースヒアリングさせていただけるといいかなというふう に私としては希望します。
武藤会長 山本委員	山本委員、どうぞ。 上村委員の言われていることはよくわかるんですけども、僕は、審 議委員というのは、要するに、秘密扱いの委員会にもできると思う んですよ。だから、議員さん全部呼んで、一人ずつ、それでもってど うだと。これは秘密委員会だから他言はしないということ聞いてい けば、二十何人しかいないんですから、簡単だと僕は思うんですよ。 それで、それに拒絶したら、じゃ、給料をあげないよと。そのぐら いまで強く出ないとわからないですよ。
武藤会長 山本委員	ちょっと違うと思うんですけども。 どうも違うよというんじゃないかと、そのぐらいのこちら側の審議 委員

武藤会長 平委員	<p>がプライドを持ってきちっと定めているんだよと。ということは、新聞社の人たちが必ず聞きにきますよ。そのときに、こういう秘密会を開いて、こうやって、こういうふうにしてみんなの意見を聞いたよと。それだけで、足りないというふうに言われたので増額したよというふうになれば、よくわかるんですね。何を参考にして、誰を。総理大臣、国家天下のでかい国会のことを話をして云々で、だから何分の一だとか、それもおかしいと僕は思うんですね。議員さんの使っている費用というのは、聞いたほうが早いですよ。</p>
山本委員 総務課長	<p>いかがですか。 今、現役の議員さんにお話を伺うようにしようかと思ったら、どうもそれが難しいということでしたよね。その理由は何だったんでしょうか。恥ずかしいから。それしかないですよ。</p>
塚本委員	<p>先ほどから、皆様で御議論いただいておりますとおり、また、会長からも御指摘をいただいておりますとおり、議員活動というのは、公式な議会、本会議、あるいは委員会等以外の部分も非常にたくさんあり、それは、定数25名、今、現員24名ですけれども、の議員さん一人一人によってさまざまに異なるので、例えば、今、議会を代表してということになれば、議長と形式的にはなるのかもしれないですけれども、じゃ、議長が来てケーススタディでお話をされるといっても、それは議長という職責を割り引いたとしても、25分の1、24分の1の人でしかなくて、それはその他の24人、23人の人とはそれぞれ異なるので、やはりそれはなかなか難しいということもあるということでございます。</p>
武藤会長	<p>そもそもこの審議委員会で何をなすべきかということ、範疇が決まっていると思うんですね。それで、だんだん難しくなって、いろいろな資料を出してくださいと言われた中で、千代田区は全体の収支の中で85%でやっていますと。余分があります。それから、職員数は非常に少なくして、給与水準は総額は減らしましたと。だから妥当であると。妥当である中で、いらっしゃる方の報酬は、上から下まで、予算としては全体の配分は、区の収支の中では妥当であると思うんですね。ただ、その中にちょっとまやかしがあるとおっしゃったように、外注とか何かによって、他から得ている人件費をそこに計上していないものですから、わからないというあたりで議論があるんですけれども、とりあえず余り細かいことまで言うと、ここは議会じゃないですから、収支の中でうまくいって、そして、人件費もある程度、どこの会社でも外注しますけれども、その水準が非常に人権を無視したような、それも正規にすべきだとかというところの議論は、この場でする議論でもないと思うので、そこまですると、審議委員会の審議の日程がめちゃくちゃになっちゃいますから。ですから、もし区の財政が健全であって、人件費も減らして、外注する時間単位のあれもそんなにひどくないのであれば、現在いる方たちの給与水準をある程度妥当であると。1人、2人聞いて、この辺が少ないから、この辺は多くしてということは、あるいは、山本委員のおっしゃるとおりに、何か事例があれば、それも参考になりますけれども、余りデータを広げてしまうと、審議委員の審議する内容がそこまで私たちの時間をとれませんし、どうでしょうか。どこで線を引くかというのを議長がしていただかないと、どこまでもきりがなくなってしまうと私は思うんですけれども、いかがですか。 それは、特別職ですから、先ほどから出る区長、副区長、議員さん。議員さんの中には、議長さんから委員長さん、副委員長さん、いらっしゃいますけれども、そこは議会の中でむしろ決まっていることのほうが大きいかと思しますので、少なくとも区長と副区長。副区長も今は区長の8割ぐらいでしたか、何かそういうルールですとってきていますので、ですから、区長さんと議員さんをどう考えるか。これまでは、適否だけ</p>

山本委員	<p>ですから、社会情勢だけを考えていたんですが、今度は定め方ということがあるから、もう少し広くというので、財政状況も踏まえて（ということですが）、一般職の非正規職員の給与まで踏まえて区長さんの給与を考えようということにはなっていないと私も思っています。したがって、ここでは、区長、副区長、議員という特別職の給与の考え方と適否を考えればいいというふうに思っております。</p>
<p>武藤会長 山本委員 武藤会長 山本委員</p>	<p>過去の例を見て、例えば、報酬審議会を何回もやっていますよね。昔から。そうすると、過去は何パーセント上げてこういうふうになって、現在も何パーセントまで上げていると。それから、今後はこういうような見通しで、物価水準からいってもこれだけ上げなければならないというデータが出ていけば、もっと簡単なんですよ。それが何もないから、どこで上げていいかわからないんですよ。</p>
<p>武藤会長 番委員</p>	<p>それは出ています。前回の資料、第1回目のところにあります。 どこに。ちょっと見せて。 第1回目の資料の中に、人事院勧告と東京都の人事委員会。 じゃなくて、人事院勧告じゃないんですよ。我々の審議会でどういうふうに決めていったかということですよ。何パーセントずつ上げていったか。そのデータがきちっと出ていけば、我々審議委員がこうやって決めていったんだ、だから今度はこういうふうになるんだとか、物価指数もこうだとか、インフレ率はこうだ、消費税が今度10%だからこうだということわかってくると思うんですよ。ただ漠然としていると。</p>
<p>山本委員 番委員</p>	<p>いや、それは出ております。 漠然としていません。その資料は全部最初から出ています。だから、そういうやり方で今までやってきたけれども、それでいいのかという問題も今回は少し突き詰めて考えるということです。</p>
山本委員	<p>だから、今、提言しているわけですよ。 全部その資料はいただいておりますし、私もきょう全部1回目からのを持ってきておりますけれども、出ています。</p>
武藤会長	<p>出ている。見せて。 ほかにちょっと議事進行しててください。</p>
平委員	<p>それでは、区議会の活動がどんなものかということについて、まず、議会事務局の公式な活動の報告を次回説明をしていただくということと、それから、具体的なケーススタディといいますか、議員さんに来ていただいて教えていただくということ、いつの段階で、どのようにするかということかなと思うんですけども、どうでしょうか。そもそもそういうふうに来てくれる人がいるかどうかということがあるんですが。どうぞ。</p>
武藤会長	<p>その方に来ていただいて、何をしているかというのを伺ったことが、即、給与というか、報酬の決め方になるわけではなくて、その議員さんが何をやっているかというのを知りたいわけですね。ですから、もっと軽い気持ちでというに変ですけども、それは個人差があるのは当たり前で、とにかくあなたの場合はどうなのというのを聞きたいと。それを申し上げられないのかなというふうに思います。</p>
山本委員	<p>では、そのやり方なんですけれども、この審議会としてやるのではなくて、審議会の懇談会のようなものを別に設定して、そこに来ていただいて、記録をとらずに、審議会ではなくて、審議会の懇談会としてフリーにお話しいただくという場を設定したらどうかなと思うんですが、それはいかがでしょうか。</p>
	<p>会長、懇談会でやると話が漏れたりすると、あいつがああ言ったから、こいつがああ言ったからともめるんですよ。だから、できるんだったらマル秘にして、秘密会でこういう委員会をやらせてもらって、一人ずつ来てもらうというのが一番いいですよ。そうすると、みんなの意見を聞</p>

武藤会長 山本委員	いたから、誰が言った、ああ言ったというのはなくなっちゃうんですよ。 山本委員の提案は、25人、24人全部聞きなさいということですか。
武藤会長 山本委員 総務課長 塚本委員 武藤会長	そうです。昔は36人もいたんですけれども、それは大変だったんですよ。だから、24人。それで各会派の代表に来てもらってもいいし、そういうふうに絞り込んでマル秘でやる。 各会派の代表に来ていただくと、会派は幾つあるんですか。 7つあるでしょう。無党派会もあるし。 1人の会派もありますので、幾つですかね。 同じ質問に設定してやらないと、この場で。 もちろん、こんなことをお話しくささいということについては、質問事項をつくってやります。自由にフリーで何でもいろいろな話をしてくださいではありません。それはそうではありません。
山本委員 事務局 山本委員 武藤会長	7つ、8つ。 8個。8会派。 1人を入れてね。入れないと7つ。 来てくれないという会派もあるかもしれませんので、では、どういうふうにしていけばいいですかね。会派に声をかけて、懇談会じゃなくて秘密会、審議会を傍聴不可にしてやるということですね。どっちがいいですかね。
山本委員 武藤会長	そうすれば、議員も安心してしゃべってくれる。どこでも、常設の委員会でも、そういうあれしてやりますから。
番委員	私も、特別職報酬審議会、3期目ですけれども、今までやったことがありますので、3期目の委員の方が多いですけれども、どういたしましょう。 現実的にこちらが聞く時間が私はとれないので、それは必要かどうかという問題もあって、だから、先ほど言ったように、それを伺って、じゃ、どうするの、その方向性をまずこちらが決めないで、ただ足りていますか、足りていませんか、それは多いにこしたことはないでしょうから、何かちょっとよく。ケーススタディでどのぐらい条例を出すときにということを聞きたいというのは、私もそれは知りたいというところもありますけれども、たくさんの方にいろいろ伺っても、じゃ、それを把握して、こちらの審議会でどう利用するのかということがちょっとよくわかりません。ですから、まず、アンケートもなかなか難しいという御回答だったわけですから、こちらでいろいろ考えても、議員さんたちのお考えもあるのでしょうか、まず事務局経由でお話を伺って、議会のほうはどういうふうにお考えなのか、もう一度そちらでも検討していただければと思うんですが。余り聞いたところでという感じがします。
武藤会長 上村委員	確かにね。 じゃ、どうぞ。 今、番委員が言われたように、聞いてどう使うのかというのが見えていないところでお話を聞くというのは危険かなとか、無駄が多過ぎるという気がします。こういう特別職の活動をどう可視化していくのか、それをどう報酬に反映するのかという筋道がまだ今のところ見えていないので、そこをもうちょっと見せていただきたいなという気はするんですね。
武藤会長	私もこのお仕事を受けて、去年1回委員会を拝聴させていただいたんですけれども、2分で終わってしまいまして、これを聞きに来てもお仕事の内容はわからないだろうなというふうに思いましたので、どういう筋道で、どなたに何を聞けばお仕事がわかるのかというのを、もうちょっとここで議論してから、ヒアリングさせていただいたほうが、もしヒアリングするのであれば、いいかなというふうに思います。 どうぞ。

山本委員	<p>今、上村さん、もしできれば、可視化という問題もあるんだから、皆さんの意見を聞いてやっていく。事務局、動いてくれると思うんですよ。だから、あくまでもみんなをマル秘扱いでこういうふうに行っていくという、ある程度質問内容もこうであるということを出して、それで答えてもらう。そうすれば、その他というところもあるから、その他というものが本当は一番怖いんですよ。それは、その他のほうで質問があったときにはこういうふうにお答えくださいというふうに行っておけばいいと思うんです。</p> <p>なぜ僕がこんなことを言うかということ、マスコミ対策なんですよ。千代田区の審議会は適当に上げていると言われたら、一遍ちょっと書かれただけでたかれますからね。それも千代田区だけだったらいいですよ。全国の新聞に載っちゃうんですから。そのほうが怖いんですよ。特に、今のパソコンで載つけられちゃったら收拾がつかないんですから。だから、きちっと筋道が通ったように答えなきゃいけないと僕は思うんです。だからこうやりました、ああやりました、こうしました、だからこうなったんですというふうに、はっきりマスコミにも言えるようにしておかないと。</p>
武藤会長	<p>それでは、時間も迫ってきましたので、次回どうするかということをもとめていきたいと思うんですが、さまざま御意見をいただきましたけれども、次回のところでは区議会の公式な活動についての説明をしていただくということにとどめて、具体的なケースというか、議員さんの活動をどう把握するか、それが見えづらいので、どう可視化するかというその問題については、私もいろいろな議員さんの活動についての文献を調べてみますので、それが参考になるかどうかはまた千代田区議会として別なんです、そのところは次のステップとして考えるとして、区長さんの公式活動と議員さんの議会の公式活動について、少なくとも資料をいただいて、それから、部長さんの給与との関係、確かこれまでのところにはそういう数字はなかったような気がするんですが、次官に対して総理大臣がという基準になるところですね。人事委員会の答申を受けて、民間との関係も含めて、客観的にある程度決まってきた、部長さんの区長さんは何倍なのかというのはありましたっけね。</p>
政策経営部長	<p>済みません、国の事務次官は、一般職ではあるんですけども、一般職の中でも指定職という区分なんですね。ですから、特別職ではないんですけども、一般職の普通の部長までとは、局長までとは違うよというのが次官なんですね。区の場合は、部長さんの給与は幾らですかといっても、部長の経験年数とか、年齢によってすごく違うんですよ。だから、何倍と言ったときの基準になる部長がどこなのかという。そこが、例えばですけども、私、政策経営部長ですけども、政策経営部長が変わって、ほかの人がやれば、政策経営部長の給与は決まっているわけではなくて、その人の経験年数によった給与になってしまうので、事務次官があつて、何倍で総理大臣というようなやり方を考えるときに、部長のどこを基準にするんだということところがちょっと難しい。国の横引きではちょっとできないところかなと。済みません、途中で申しわけないです。</p>
武藤会長	<p>そのところの基準となるような考え方がどうやれば出せるのかについて、平均値でいいのか、それとも、何か標準的な年限でもって決めるのかというのを、考えていただきたいと思うんですけども。</p>
政策経営部長	<p>それは多分、給与表の中で部長職の給与というのがあるんです。それを何号あたりにしましょうか。それは可能だと思います。</p>
武藤会長 山本委員	<p>どうぞ。</p> <p>今の事務次官のお話なんですけれども。あれは、東大を出て、官僚試験に合格して、それでやってという人しかねないんですよ。ほかの人はなれないんですよ。だから、給料が高いのが当たり前なんですよ。</p>

	<p>事務次官でも。キャリアでもね。だから、次官というのはそれだけのあれを持っているんですね。プライドを。僕の義理の兄貴が事務次官になったときに、何でそんなにももらえるのというぐらいもらえていましたからね。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ただ、国のほうは政務次官が基準として、事務次官は、グラフで見ると、25ページ、ここは、事務次官クラスが、政務次官を100とした場合、97とか98ですから、非常に近いですね。このようなもののバランスが、こんな図ができればいいのかなと思うのですけれども、ちょっと考えていただけませんか。これをつくっていただくと。次回はそういうことでしょうか。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今のお話、事務次官の部長クラスの等級というのをやっていくと、東大の総長と事務次官とは給料が同じなんです。総理大臣とも同じなんです。照らし合わせているんです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>いや、それは違います。それは、5ページにあります。東大、京大、京大の学長というのは真ん中辺で、国会議員の※印がついているところですね。</p>
<p>藤原委員 武藤会長 山本委員 番委員 武藤会長 山本委員</p>	<p>検査官と一緒にです。 そうですね。 ということは、研究費がついているんですね。 次回はそうやっていただいたらどうでしょうか。 いかがですか。 ですから、次回の方法論は、今お話ししたように、どういうふうな進行をするかということの位置づけと、時間をとっていただいて、何人を呼ぶか、そういうふうに決めておいていただくと、我々も議題を絞りやすいんですね。それ以外は逸脱しないでやってもらいたい。</p>
<p>武藤会長 藤原委員</p>	<p>いかがですか。 先ほどから、相対的な問題、均衡を図るといような決め方、いろいろお話が出ていますけれども、これを見ていたら、内閣総理大臣の俸給は従業員3,000人以上の大企業のトップの何とかかんとか、そこから始まっていますよね。こんなの初めて見たと思いましたね。</p>
<p>武藤会長 藤原委員 山本委員 藤原委員 山本委員</p>	<p>それで、私は、例えば区長さんの報酬というのは、そもそも最初に決めたときは、一体誰が、どうやって、何を基準にして決めたのかなと思った。そんなことはわかるんですか。これは戦後ずっと70年近く、いろいろなことがあって。</p>
<p>武藤会長 藤原委員 山本委員 藤原委員 山本委員</p>	<p>昭和22年ですね。 22年からだから、67年ぐらい。一体誰が。 あれは議員さんが決めたんです。議員さんの推薦だったから。 根拠がなければ決められないですね。金額というのは。 だから、議員さんに聞かないとわからないです。もう死んじゃったのばかりだから。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>まあ、そうでしょうけれども、そういうものは残っていないんですね。</p>
<p>番委員 藤原委員 平委員 番委員 上村委員 藤原委員</p>	<p>前回そういうのをやったような気がします。 ありましたっけ。 何か聞いた記憶がありますね。 途中で変えたりとか。 去年のわりと早い段階のところ。 最近のはわかるんですよ。均衡でずっと移ってきているから。まあ、いいです。どうでもいい話かもしれませんが。</p>
<p>総務課長</p>	<p>大もとのもとというお話かと思しますので、その大もとのもとの定め方の議論みたいなものが残っていればわかりますけれども。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>総理大臣の給与の決め方というのが出ていたので、へえと思ってびっくりしたんです。これに。今の国のやつに。</p>

武藤会長	14ページは、3,000人以上の企業の年収第1位の者の平均値から見ると大分低いということが示されているだけであって、そこを基準にして決めているんじゃないかと。
藤原委員	その前の12ページかな。どこかにありましたよ。だから、知らなかったと思った。
松本委員	12ページの下です。昭和40年代から昭和53年まで。
武藤会長	本当だ。
藤原委員	最高額の2倍がおおむねの目安。こんなのは初めて聞いたなと思いましたね。
武藤会長	平均が目安とされた。昭和40年から53年の間はですね。それから見ると、次の14ページのグラフを見ると、昭和51年ころは3,000人以上の企業の年収第1位の者の平均値と大体51年、52年は同じなんですけど、53年もそうですね。だんだんそこで開きができてきて、企業のほうは高度成長の影響を、78年とかだから、高度成長の結果として企業の経営者の年収が上がっていくんですが、総理大臣はむしろオイルショックとかそういう財政状況の影響で横に寝ちゃったということなんでしょうね。そうですね、確かに3,000人以上で目安にしたというのがありますね。
上村委員	いずれにせよ、今のような進め方でよろしいでしょうかということですよ。どうぞ。 前回のときに、23区と多摩地区の比較のときに、兼業の話が御説明にあったような気がするんですね。多摩地区のほうの議員さんは結構農業をやっているんじゃないかと、自営業をやっている方が多いからいいかもしれないけれども、都市部はなかなかそういう方が多くないんだとか、これで食べていらっしゃる方が多いんだという、何かそういう御説明が中に入ったのかなと思いました。千代田の場合、大体お仕事は別に持っていらっしゃる方がどれぐらいいるのかなと。本当に議員さんだけをお仕事にされていらっしゃる方がどれぐらいいるのかなというのをもし次回教えていただければ。
武藤会長	それは議会事務局としても把握している話ですよ。少なくともデータについては御説明いただくということでもよろしいですね。
総務課長	いずれにいたしましても、公式な活動の内容とあわせて、次回御用意できるように準備をしたいと思っております。
武藤会長	いかがでしょうか。
山本委員	終わりに当たって、僕は頭が悪いから、きちっとこういうふうに次回はやりますよということを会長から決めてもらって、それで終わりにしてほしいんですね。ただ漠然としているから、ぴんとこないんですよ。頭が悪いから。ごめんね。
武藤会長	済みません。議事運営がどうも少し。今回もとにかく全体として議論をしていって、そこから焦点をどう絞っていくかという、まだそういう段階かなと思っていましたものですから、御自由にいろいろな疑問を出していただくほうがいいかなと思っておりました。次回は少し論点を整理しながらというふうに思います。
武藤会長	それでは、よろしいでしょうか。
武藤会長	ちょうど12時ちょっと前ということですので、このあたりで本日の審議は終了させていただきたいと思っております。
総務課長	次回の日程でございますけれども、事務局から御説明いただけますか。 次回の日程でございます。前々回のときに、次回いつだよということを決めていただいたほうがいいのかというお話もありましたが、大変申しわけないのですけれども、また別途日程調整をさせていただきたいと思っております。委員の皆様方、それぞれお忙しいということもございしますし、大変恐縮でございますけれども、事務局のほうもということでお許しいただければと思っております。

山本委員	<p>会長、要するに、会長の言いたいのも僕の言いたいのも同じだと思うのは、予定がつかなければ、皆さんも予定がつかないんですよ。だから、例えば10月の何日前後、中旬だとか、後半前後とかと、そういう大まかなことを、議会があるからこういうふうにしてほしいとか、そういうふうなことはわからないんですか。</p>
総務課長	<p>希望といたしましては、年内、あるいは年明けなんですけど、ただ、年内、年明けというのは皆様もお忙しい時期でございますので、その日程が合えばとは思っております。ちょっと漠として大変恐縮なんですけど、12月、1月ぐらいで、もしお時間があればと思っております。</p>
山本委員 総務課長	<p>8月だよ。8、9、10、11、12。5カ月なんだよ。 ええ。日程が合えばと思っております。もちろんその前に皆様の御都合が合えば、資料そのものは、今回宿題として言われているものはそれほどと思っておりますので、御準備はそんなに時間がかからないでできると思っておりますので。</p>
山本委員	<p>どうですか。来年の話をしちゃっていると鬼が笑うから、今年中の何月前後に希望するというのをやっていただけませんか。僕のほうも予定がつかなくなっちゃう。いつ入るかわからないから。</p>
武藤会長 総務課長	<p>どうですか、10月ごろというのは。 10月ごろで。わかりました。じゃ、第1希望10月ぐらいということで調整をさせていただきたいと思っております。</p>
武藤会長 総務課長	<p>余り離れると、今回も大分離れて。 申しわけございません。失礼いたしました。じゃ、10月ぐらいを目途に御相談をさせていただいてということでお願いできますでしょうか。</p>
山本委員 武藤会長	<p>了解。 個別に御都合が悪いということもあるかもしれませんが、そのときに多くの方が御都合が悪いということだったら、少し延ばすということで考えたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。 では、第4回の開催通知については、後ほど事務局から出させていただきます。 本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
<p>— 了 —</p>	